

要望番号	要望事項	取組状況等	反映区分	担当部課
	<p>(前ページより)</p> <p>こうした中で、事業者が戸別説明の際、数年後には、現在の採取現場よりも更に住宅地との境界に最も近い区域(住宅地から距離にして約十数メートルと思われる)での採取事業についても、慎重に計画中との話も出され、今まで以上に日常生活に対する大きな不安を抱え、中止を求める声も大きくなっておりま。</p> <p>また、事業者による住民への戸別説明した中で、数年以内には、「もえぎ町内会」側でも採取事業を行う計画中であることの話もありました。</p> <p>市の環境保全課等では、住民からの相談を受け、騒音測定などを行ったりしましたが、基準値を超えることはなく、また、防音のために塀を高く設置させるなどの指導を行ったと聞いております。</p> <p>同事業は許可を得て行っている事業であり、町内会としては、中止を求めることができる法的根拠を見出すことができないため、中止を求める住民への説明もできず、事業者に対し、住民の声を届け、事業者による対応を求めるにとどまっております。</p> <p>そこで、次の点について、市の担当部署の御意見を伺いたいと思います。</p> <p>1 一般住宅地に隣接する「市街化調整区域」での数年にわたる砂利採取事業等の適否について</p> <p>2 「北海道砂利採取計画の認可に関する条例」第2条に定める周辺住民に対する採取計画の概要についての「周知」とは、「単に知らしめる」ことなのか、「同意」・「了承」までを求めているのか</p> <p>3 事業者による地域住民への住民説明会の実施について</p> <p>4 事業に伴う「騒音」・「振動」・「砂塵飛散」の防止として、事業者が講じている以外にどのような方策があるのか</p> <p>5 市又は道による事業者への「騒音」等に対する行政指導等の有無及びその在り方について</p> <p>(次ページへ)</p>	<p>(前ページより)</p> <p>4 本砂利採取場につきましては、これまでも地域住民から騒音や振動に関する相談を受けております。その都度北海道と協議し、内容を事業者に伝え、状況に応じた騒音・振動の防止措置が講じられています。今後も、地域住民から相談があった場合には、その状況に応じた有効な対策が講じられるよう関係者と協議し、事業者に対応を求めてまいります。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>5 砂利採取につきましては、北海道の認可案件となります。「北海道砂利採取計画の許可に関する条例」に基づき、知事が必要と認めた場合には、事業者は申請前に住民周知等の対応を行うことと規定されております。また、事業者から砂利採取の申請書が北海道に提出された際、市に対して事前協議の照会があります。</p> <p>市としましては、騒音・振動について慎重に対策の検討を行った上で着手すること。また、事業開始後においても、苦情・意見・相談等があった場合は、誠意をもって対応すること。などの意見を付して対応しております。また、これまでも、騒音等に関して地域住民の方から市に御相談いただいております。その際市では、南側の住宅地境界付近に騒音・振動測定器を設置し、事業者には住宅地における環境基準値以下とするよう協力を求め、「作業方法などの改善」、「作業時間の変更」、「機械等の改善」、「防音壁の設置」などの対策について理解を得、対応してきております。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>6 砂利採取に伴う騒音等の相談窓口につきましては、砂利採取認可を所管している北海道が主となります。なお、苫小牧市の行政区域内の騒音に関する相談は、市環境保全課でもお受けいたします。対応につきましては、北海道と協議し進めてまいります。</p> <p>(環境保全課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映 区分	担 当 部 課
	<p>(前ページより)</p> <p>6 事業に伴う「騒音」等に対する相談窓口が「道」又は「市」のどちらになるのか</p> <p>7 住民が不安視している掘削に伴う「地下水位の低下」による「地盤沈下」についての市としての認識の有無及び現状確認</p> <p>8 本事業を行うに当たって、事業者が土地の所有者と交渉し、了承を得た上、事業計画を道に申請しているが、事業による騒音等を理由に地域住民が土地所有者に対し、了承等取り消しを求めることが可能なかどうか</p> <p>9 事業所入口に掲げられている、次の標識の意味するところについて</p> <p>○苫小牧市自然環境保全条例 開発行為許可標識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 着手 平成27年6月7日 完了 令和3年3月31日 ・開発行為種別 樹木の伐採及び伐根 	<p>(前ページより)</p> <p>7 本現場においては、表土掘削時や砂利採取後の埋戻し作業の際に、水位が上昇してしまう最小限の量だけ川に排水していますが、取水目的で地下水を大量に汲み上げていないことから、地下水位への影響はないものと考えております。なお、北海道の条例で災害の防止に関する規定がございますので、相談などがあった場合には北海道と協議を行い対応してまいります。 (環境保全課)</p> <p>8 認可権者の北海道から「土地所有者と地域住民の交渉に関しては、コメントする立場にない。」と伺っております。 市としましては、これまでの採取事業において騒音や振動の発生により、周辺住民からの苦情や意見が寄せられた経緯があり、周辺地域への環境影響や周辺住民に不安を与えないよう、今後におきましても事前の説明及び対策が確実に実行されることを、北海道に強く求めてまいります。 (道路維持課)</p> <p>9 苫小牧市自然環境保全条例は、無秩序な開発を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として制定された条例となっております。 当該標識につきましては、この条例に基づく開発行為の許可を市から受けていることを示すもので、樹木の伐採及び伐根等を伴う開発行為に対しては、緑地の保護や回復に必要な措置をとることを条件に許可しております。 (環境生活課) (次ページへ)</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>E</p>	

